プロジェクト	SSBJ 基準テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」 ISSB 公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正－IFRS S2 号の修正案」に対応する気候関連開示基準の改正
項目	第 56 回サステナビリティ基準委員会で聞かれた意見

Ⅰ．本資料の目的

1. 本資料は、第 56 回サステナビリティ基準委員会（2025 年 8 月 18 日開催）における、審議事項(2)の SSBJ 基準テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」の ISSB 公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正―IFRS S2 号の修正案」に対応する気候関連開示基準の改正について、聞かれた意見をまとめたものである。

Ⅱ．聞かれた意見

審議事項(2)-1 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）での議論の状況に対する意見

2. 金融業界では、ファイナンスド・エミッション以外の任意開示が広がり、実務上の対応が進んでいる。貸借対照表に計上されないものから生じる温室効果ガスを「スコープ 3」の温室効果ガス排出で開示すること、また、報告企業である金融機関が自らファシリテートした投資案件の投資を保有している場合には、ファシリテーションに係る排出をファイナンスド・エミッションとして取り扱う点など、これらが企業の財務リスク及び気候関連のリスクにどれだけ影響するのかは分かりづらい部分があると考えている。このような状況を踏まえ、「カテゴリー15」の測定及び開示をファイナンスド・エミッションに限定するという救済措置について、その適用に期限を設けるべきとのコメントが関係者から寄せられているのか、また ISSB 基準として将来的には開示を要求する可能性が考慮されているのか、確認したい。

3. ファイナンスド・エミッションに関連する特定の要求事項における「世界産業分類基準」（GICS）の使用に関して、ISSB スタッフからは、GICS の使用をデフォルトとすることについて再審議する必要があるとの見込みが示されている。この点、本公開草案に対して寄せられたフィードバックを踏まえ、ISSB が今後どのような対応を行う可能性があるのかについて確認したい。

4. ISSB は、2025 年中に修正案を確定することを目標としているが、ISSB スタッフの見込みによれば、一部の項目については再審議が必要になる可能性があることが示されている。

この点を踏まえ、ISSB が今後どのようなスケジュールで検討を進めていく見通しであるのかについて確認したい。

審議事項(2)-2 プロジェクトの進め方に対する意見

5. サステナビリティ開示基準（以下「SSBJ 基準」という。）については、2026 年 3 月期から早期適用を予定している企業もあると考えられる。このため、作成者の負担軽減の観点から、本公開草案の内容がそのまま確定される蓋然性が相応に高いことが想定される論点については、ISSB が IFRS S2 号の修正を公表する前に、当委員会において議論を進めることに賛同する。

審議事項(2)-3 「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004 年）」の使用に対する法域別の救済措置に対する意見

6. SSBJ が公表した現行の「気候関連開示基準」は、本公開草案の内容、すなわち「GHG プロトコル（2004 年）」とは異なる方法がグループ内の一部の企業のみに適用される可能性を想定した定めになっていると理解している。本公開草案の修正の方向性は、SSBJ 基準の内容の明確化につながると考えられることから、事務局による対応案に賛同する。

審議事項(2)-4 地球温暖化係数の数値についての法域別の救済措置の適用可能性に対する意見

7. 本公開草案の修正の方向性は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」を用いる場合の地球温暖化係数の取扱いについて、かつて当委員会で議論された内容と整合していると考えられることから、事務局による対応案に賛同する。

8. 地球温暖化係数の取扱いについては、国連気候変動枠組条約のもとで温室効果ガスインベントリを決定していることから、日本だけでなく他の法域でも生じ得る論点と認識している。このため、本公開草案における修正は必要なものであり、事務局による対応案に賛同する。

以　上